



平成 18 年 5 月 26 日

各 位

会社名 さくらインターネット株式会社
代表者名 代表取締役社長 兼
最高経営責任者 笹田 亮
(コード番号 3778 東証マザーズ)
問合せ先 取締役最高財務責任者
片岡 督雄
(TEL. 06-6265-4830)

定款の一部変更に関するお知らせ

当社は、平成 18 年 5 月 26 日開催の取締役会において、平成 18 年 6 月 27 日開催予定の第 7 回定時株主総会において、下記のとおり定款の一部変更について付議することを決議いたしましたので、お知らせいたします。

記

1. 変更の理由

- (1) 「会社法」(平成 17 年法律第 86 号) が平成 18 年 5 月 1 日に施行されたことに伴い、定款に一定の定めがあるものとみなされる規定の新設・変更のほか、定款全般について、会社法に対応した用語ならびに引用条文の変更などの次のとおりの変更を行うものであります。
- ①株主総会の招集に際し、株主の皆様の利便性を高めるために、インターネットを利用した方法による株主総会参考書類等の開示を可能にするための規定を第 14 条(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)として新設するものであります。
 - ②株主総会に出席して議決権の代理行使を行う代理人の員数を明確にするとともに株主の皆様への周知を図るため、現行定款第 12 条(議決権の代理行使)につき変更を行うものであります。
 - ③中長期先を見据えた安定した会社運営を図るため、取締役の解任要件の加重規定を第 19 条(解任の方法)として新設するものであります。
 - ④取締役会の機動的な運営を図るため、取締役会を開催せずに取締役会の決議があったものとみなすことを可能にするための規定を第 24 条(決議の省略)として新設するものであります。
- (2) 当社事業の現状に即し、事業内容の明確化を図るとともに、今後の事業展開に備えるため、現行定款第 2 条(目的)につきまして所要の追加および変更を行うものであります。
- (3) 公告の周知性の向上や合理化等を図るため、現行定款第 4 条(公告の方法)について、当社の公告の方法を日本経済新聞への掲載から電子公告に変更し、併せてやむを得ない事由により電子公告をすることができないときの措置を定めるものであります。
- (4) 今後のさらなる業容の拡大に備え、新株式発行という資金調達力の選択肢を増やすため、現行定款第 5 条(発行する株式の総数)につき会社の発行する株式の総数を増加させるものであります。
- (5) 将来の機動的な資本政策を可能とするために、取締役会の決議をもって自己株式を買い受けることができる旨の規定を、第 8 条(自己の株式の取得)に新設するものであります。
- (6) 取締役および監査役が職務遂行にあたり期待される役割を十分に発揮できるよう、取締役および監査役の責任免除ができる旨を規定するとともに社外取締役および社外監査役にふさわしい優秀な人材の招聘を容易にするため、社外取締役および社外監査役との間に責任限定契約を締結することを可能とする旨を第 27 条(取締役の責任免除)および第 32 条(監査役の責任免除)として新設するものであります。
- なお、第 27 条の規定新設に関しましては、監査役の全員の同意を得ております。

(7) その他全般にわたり、構成の整理、用語、条文、文言の修正、追加、削除等を行うとともに、条数等の調整を行うものであります。

2. 変更の内容

変更の内容は次のとおりであります。

(下線は変更部分)	
現 行 定 款	変 更 案
第 1 章 総 則	第 1 章 総 則
(目 的)	(目 的)
第 2 条 当社は、次の事業を営む <u>事</u> を <u>もって</u> 目的とする。	第 2 条 当社は、次の事業を営む <u>こと</u> を目的とする。
1. ～ 3. (条 文 省 略)	1. ～ 3. (現行どおり)
4. 電気通信事業法に基づく <u>第二種</u> 電気通信事業	4. 電気通信事業法に基づく電気通信事業
5. ～ 8. (条 文 省 略)	5. ～ 8. (現行どおり)
(新 設)	<u>9. 不動産の賃貸及び管理</u>
<u>9.</u> (条 文 省 略)	<u>10.</u> (現行どおり)
(新 設)	(機 関)
	第 4 条 当社は、株主総会および取締役のほか、 <u>次の機関を置く。</u>
	<u>1.取締役会</u> <u>2.監査役</u>
(公告の方法)	(公告方法)
第 4 条 当社の公告は、日本経済新聞に掲載する。	第 5 条 当社の公告方法は、 <u>電子公告とする。ただし、事故その他やむを得ない事由によって電子公告による公告をすることができない場合は、日本経済新聞に掲載して行う。</u>
第 2 章 株 式	第 2 章 株 式
(発行する株式の総数)	(発行可能株式総数)
第 5 条 当社が発行する株式の総数は、 <u>115,200</u> 株とする。	第 6 条 当社の発行可能株式総数は、 <u>124,000</u> 株とする。
(基準日)	(削 除)
第 6 条 当社は、毎決算期の最終の株主名簿に記載 <u>または記録された議決権を有する株主をもつて、その決算期の定時株主総会において権利を行使すべき株主とする。</u>	
<u>2. 前項のほか、必要があるときは、取締役会の決議によりあらかじめ公告して、臨時に基準日を定めることができる。</u>	
(新 設)	(株券の発行)
(新 設)	第 7 条 当社の株式については、株券を発行する。 <u>る。</u>
	(自己の株式の取得)
	第 8 条 当社は、会社法第 165 条第 2 項の規定により、 <u>取締役会の決議によって市場取引等により自己の株式を取得することができる。</u>

(名義書換代理人) 第 7 条 当社は、<u>株式および端株につき名義書換代理人</u>を置く。 2. <u>名義書換代理人</u>およびその事務取扱場所は、取締役会の決議によって<u>選定し</u>、公告する。 3. 当社の株主名簿、<u>端株原簿</u>および株券喪失登録簿は<u>名義書換代理人の事務取扱場所に備え置き</u>、株式の名義書換ならびに端株原簿の取扱いその他株式および端株に関する事務は、これを<u>名義書換代理人に取扱わせ</u>、当社においては取扱わない。 (株式取扱規則) 第 8 条 当社の株券の種類ならびに株式の名義書換、<u>端株原簿の記載または記録その他株式および端株に関する取扱いおよび手数料は</u>、法令または本定款のほか、取締役会において定める株式取扱規則による。	(株主名簿管理人) 第 9 条 当社は、<u>株主名簿管理人</u>を置く。 2. <u>株主名簿管理人</u>およびその事務取扱場所は、取締役会の決議によって<u>定め</u>、<u>これを公告する</u>。 3. 当社の株主名簿 (<u>実質株主名簿を含む。以下同じ。</u>)、<u>新株予約権原簿</u>および株券喪失登録簿の作成ならびに備え置きその他の株主名簿、<u>新株予約権原簿</u>および株券喪失登録簿に関する事務は、これを<u>株主名簿管理人に委託し</u>、当社においては取扱わない。 (株式取扱規則) 第 10 条 当社の株式に関する取扱いおよび手数料は、法令または本定款のほか、取締役会において定める株式取扱規則による。
第 3 章 株主総会 (招集の時期) 第 9 条 (条文省略) (新 設) (招集権者および議長) 第 10 条 (条文省略) (新 設) (決議の方法) 第 11 条 株主総会の決議は、法令または本定款に別段の定めがある場合を除き、出席した株主の議決権の過半数で行う。 2. <u>商法第 343 条に定める特別決議は</u>、<u>総株主の議決権の 3 分の 1 以上を有する株主が出席し</u>、その議決権の 3 分の 2 以上で行う。	第 3 章 株主総会 (招集の時期) 第 11 条 (現行どおり) (定時株主総会の基準日) 第 12 条 <u>当社の定時株主総会の議決権の基準日は、毎年 3 月 31 日とする。</u> (招集権者および議長) 第 13 条 (現行どおり) (株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供) 第 14 条 当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類、事業報告、計算書類および連結計算書類に記載または表示をすべき事項に係る情報を、<u>法務省令に定めるところに従いインターネットを利用する方法で開示することにより</u>、株主 (<u>実質株主を含む。以下同じ。</u>) に対して提供したものとみなすことができる。 (決議の方法) 第 15 条 株主総会の決議は、法令または本定款に別段の定めがある場合を除き、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数をもって行う。 2. <u>会社法第 309 条第 2 項に定める決議は</u>、<u>議決権を行使することができる株主の議決権の 3 分の 1 以上を有する株主が出席し</u>、その議決権の 3 分の 2 以上をもって行う。

(議決権の代理行使) 第 12 条 株主は、当会社の議決権を有する他の株主を代理人として、その議決権を行使することができる。 2. 株主または代理人は、株主総会毎に代理権を証明する書面を当会社に提出しなければならない。 (議事録) 第 13 条 株主総会における議事の経過の要領およびその結果については、これを議事録に記載または記録し、議長および出席した取締役がこれに記名押印または電子署名を行う。 第 4 章 取締役および取締役会 (員 数) 第 14 条 当会社の取締役は、10 名以内とする。 (選任の方法) 第 15 条 当会社の取締役は、株主総会において選任する。 2. 取締役の選任決議は、<u>総株主</u>の議決権の 3 分の 1 以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数で行う。 3. 取締役の選任決議は、累積投票によらないものとする。 (新 設) (任 期) 第 16 条 取締役の任期は、<u>就任後 2 年内の最終の決算期</u>に関する定時株主総会の終結の時までとする。 2. 増員または補欠として選任された取締役の任期は、在任取締役の任期の満了すべき時までとする。 (代表取締役および役付取締役) 第 17 条 <u>代表取締役は、取締役会の決議により選任する。</u> 2. 取締役会の決議により、取締役会長、取締役社長各 1 名、取締役副社長、専務取締役、常務取締役各若干名を定めることができる。	(議決権の代理行使) 第 16 条 株主は、当会社の議決権を有する他の株主 1 名を代理人として、その議決権を行使することができる。 2. (現行どおり) (削 除) 第 4 章 取締役および取締役会 (員 数) 第 17 条 (現行どおり) (選任の方法) 第 18 条 (現行どおり) 2. 取締役の選任決議は、<u>議決権を行使することができる株主</u>の議決権の 3 分の 1 以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。 3. (現行どおり) (解任の方法) 第 19 条 <u>当会社の取締役は、株主総会において解任する。</u> 2. <u>取締役の解任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の過半数を有する株主が出席し、その議決権の 3 分の 2 以上をもって行う。</u> (任 期) 第 20 条 取締役の任期は、<u>選任後 2 年以内に終了する事業年度のうち最終のもの</u>に関する定時株主総会の終結の時までとする。 2. 増員または補欠として選任された取締役の任期は、在任取締役の任期の満了する時までとする。 (代表取締役および役付取締役) 第 21 条 取締役会は、<u>その決議によって代表取締役を選定する。</u> 2. 取締役会は、<u>その決議によって</u>取締役会長、取締役社長各 1 名、取締役副社長、専務取締役、常務取締役各若干名を定めることができる。
---	--

(選任の方法) 第 <u>25</u> 条 当会社の監査役は、株主総会において選任する。 2. 監査役の選任決議は、<u>総株主</u>の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数で行う。 (任期) 第 <u>26</u> 条 監査役の任期は、<u>就任後4年内の最終の決算期</u>に関する定時株主総会の終結の時までとする。 2. 補欠として<u>選出</u>された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了<u>すべき</u>時までとする。 (報酬) 第 <u>27</u> 条 監査役の報酬は、株主総会の決議により定める。 (新 設)	(選任の方法) 第 <u>29</u> 条 (現行どおり) 2. 監査役の選任決議は、<u>議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。</u> (任期) 第 <u>30</u> 条 監査役の任期は、<u>選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のもの</u>に関する定時株主総会の終結の時までとする。 2. <u>任期の満了前に退任した監査役の補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。</u> (報酬等) 第 <u>31</u> 条 監査役の報酬等は、株主総会の決議によって定める。 (監査役の責任免除) 第 <u>32</u> 条 <u>当会社は、会社法第426条第1項の規定により、任務を怠ったことによる監査役（監査役であった者を含む。）の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。</u> <u>2. 当会社は、会社法第427条第1項の規定により、社外監査役との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額とする。</u>
第 6 章 計 算 (営業年度および決算期) 第 <u>28</u> 条 当会社の<u>営業年度</u>は、毎年4月1日から翌年3月31日までの1年とし、毎年3月31日を<u>決算期</u>とする。 (利益配当) 第 <u>29</u> 条 <u>利益配当金は、毎決算期の最終の株主名簿に記載または記録された株主または登録質権者および同日の最終の端株原簿に記載または記録された端株主に対して支払う。</u> (新 設) (中間配当) 第 <u>30</u> 条 当会社は、取締役会の決議により、毎年9月30日<u>の最終の株主名簿に記載または記録</u>	第 6 章 計 算 (事業年度) 第 <u>33</u> 条 当会社の<u>事業年度</u>は、毎年4月1日から翌年3月31日までの1年とする。 (剰余金の配当の基準日) 第 <u>34</u> 条 当会社の<u>期末配当の基準日</u>は、毎年3月31日とする。 <u>2. 前項のほか、基準日を定めて剰余金の配当をすることができる。</u> (中間配当) 第 <u>35</u> 条 当会社は、取締役会の決議によって、毎年9月30日<u>を基準日として、中間配当を</u>するこ

<u>された株主または登録質権者および同日の最終の端株原簿に記載または記録された端株主に対して、中間配当を行うことができる。</u> (配当金の除斥期間) 第 <u>31</u> 条 利益配当金および中間配当金は、支払期間の日から満3年を経過しても受領されないときは、当会社はその支払義務を免れる。	とができる。 (配当金の除斥期間) 第 <u>36</u> 条 配当財産が金銭である場合は、<u>その支払開始</u>の日から満3年を経過しても<u>なお</u>受領されないときは、当会社はその支払義務を免れる。
--	---

以上